# 政　令

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第三百十八号**

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百三条中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）に規定する基本方針、都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画、居住安定援助賃貸住宅事業、住宅確保要配慮者居住支援法人並びに住宅確保要配慮者居住支援協議会に関する事務のうち地域における社会福祉の増進に関すること。

第百十条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「第五号」を「第六号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する基本方針、都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画、居住安定援助賃貸住宅事業、住宅確保要配慮者居住支援法人並びに住宅確保要配慮者居住支援協議会に関する事務のうち障害者の福祉の増進に関すること。

第百十五条に次の一号を加える。

九　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する基本方針、都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画、居住安定援助賃貸住宅事業、住宅確保要配慮者居住支援法人並びに住宅確保要配慮者居住支援協議会に関する事務のうち老人の福祉の増進に関すること。

**附　則**

この政令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

---

総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第三百十九号**

総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、総合法律支援法の一部を改正する法律（令和六年法律第十九号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年一月十三日とする。

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂

---

総合法律支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第三百二十号**

総合法律支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第三十条第一項第九号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　日本司法支援センター評価委員会（第二条―第十条）」を「第二章　日本司法支援センター評価委員会（第二条―第十条）　第二章の二　業務の範囲（第十条の二）」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

**第二章の二　業務の範囲**

（法第三十条第一項第九号ロの政令で定める罪等）

**第十条の二**　法第三十条第一項第九号ロの政令で定める罪は、故意の犯罪行為により人を負傷させた罪とする。

2　法第三十条第一項第九号ロの政令で定める程度の被害は、負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が三月以上であるもの又はこれらが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）において犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）第二条第一項に規定する程度の身体上の障害が存するものとする。

**附　則**

この政令は、総合法律支援法の一部を改正する法律（令和六年法律第十九号）の施行の日（令和八年一月十三日）から施行する。

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂

# 省　令

**○法務省令第四十四号**

総合法律支援法の一部を改正する法律（令和六年法律第十九号）の施行に伴い、及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第三十四条第二項の規定に基づき、総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十日

法務大臣　鈴木　馨祐